20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。

㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋の工事であること。

ａ）３径間以下の鈑桁橋（ただし、連続桁の鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。）

ｂ）３径間以下の箱桁橋（ただし、連続桁の鋼床板箱桁橋は施工実績としてよい。）

㋒　最大支間長が35m以上の工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。

また、申請できる同種工事の施工実績は１件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、①工事は、「Ｒ４国道20号八王子南ＢＰ大船寺田高架橋上部その１工事△△・□□特定建設工事共同企業体」、②工事は、「Ｒ４国道20号八王子南ＢＰ大船寺田高架橋上部その２工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年10月27日

国土交通省航空局交通管制部
管制技術課長　河合　良則

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○国空管技第396号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15

⑵　調達等件名及び数量
ＡＤＳＲ－22型ＡＤＳ－Ｂ受信処理装置１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和４年11月17日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　三田村　徹　電話03―5253―8111　内線48654

３　仕様書案の送付

⑴　交付期間　令和４年10月27日から令和４年11月16日まで

⑵　交付場所　上記２⑵と同じ

４　Summary

⑴　Classification of the product to be procured : 15

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : ADS-b Receive processing equipment Type ADSR-22　1 set

⑶　Time-limit for the Submission of Comments : 17 : 00 Nov 17, 2022

⑷　Contact point for the notice : Tooru Mitamura Contract section, Budget and Property Administration Office, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism　2―1―3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8918 Tel : ＋81―3―5253―8111 (Ext. 48654)

意見招請に関する公示

次のとおり調達物件の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年10月27日

最高裁判所事務総局経理局長　氏本　厚司

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　民事訴訟手続のデジタル化に係るｅ提出・ｅ記録管理システムの設計・開発及び賃貸借保守業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和４年11月17日正午（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局用度課調査係　岩原　電話03―3264―5873

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　公示日から上記２⑴まで。

⑵　交付場所　本公告の日から電子調達システムに掲載する。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the service to be contracted : Design and development of e-Filing／e-Record Management System, lease and maintenance related to the digitalization of civil litigation procedures, 1 contract

⑶　Time limit for the submission of comments on the specifications : Noon, November 17, 2022

⑷　Contact point for the notice, delivery of the specifications, and the submission of comments : IWAHARA, Research Section, Supplies Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―5873

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年10月27日

国立研究開発法人理化学研究所神戸事業所
研究支援部長　関戸　恵子

◎調達機関番号　814　◎所在地番号　28

○2022 神戸第14号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等物品及び数量　液体クロマトグラフィー高分解能質量分析システム　一式